

児童館のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年6月10日

一般財団法人 児童健全育成推進財団

このガイドラインは、全国児童館連絡協議会とともに実施した「児童館における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急調査」（令和2年5月）の結果を踏まえ、学校や保育所、公民館、図書館等における取組を参考に、児童館における今後の感染予防対策の参考となるポイントについてまとめたものである。（内容については、今後、政府の発表する基本的対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえて適宜更新する。）

1. 児童館における基本的な取組姿勢

新型コロナウイルスへの感染を予防し、子どもの健全育成を推進していくために、児童館では以下の3点を基本的な取組姿勢とすることが求められる。

（1）子どもを感染から守ること

- ・ 子どもの最善の利益を保障する児童福祉施設として、来館する一人ひとりの子どもを感染から守るだけでなく、集団全体の健康と安全を確保する必要がある。また、子どもの健康状態に目を配るとともに、子ども自身の感染症に対する知識と防疫力を高めることも重要である。
- ・ そのため、職員自身が感染防止に資するような知識の向上に努め、児童館における適切な感染症対策に取り組むことが重要である。
- ・ 各児童館においては、巻末の参考資料等を参照し、感染症対策を検討することが望ましい。

（2）遊びを通じた健全育成活動を継続すること

- ・ 子どもにとって遊びは生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。（児童館ガイドライン第1章3-(2)）
- ・ 子どもを感染症から守りつつ、どうしたら健やかに遊べるかという発想が大切である。新型コロナウイルスの特性を理解し、子どもたちとともに感染を避ける遊び方・過ごし方を工夫することが求められる。
- ・ 子育て支援や配慮を要する子ども・家庭への対応等、児童館の多様な機能についても、感染リスクのある状況下で実施できることに一つひとつ取り組み、児童館の役割を果たしていくことが重要である。

(3) 地域の実情に応じて判断すること

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生状況は地域によって大きく異なる上に、刻一刻と変化する。また、児童館の施設・設備や職員配置の状況も全国一律ではない。
- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域の指定を受けた地域内にある児童館については、リスク評価の検討結果を踏まえ、都道府県からの要請等に留意して、一層の館内外における感染拡大防止に向けた対応を行う。なお、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する。
- ・ このガイドラインは一般的な内容についてまとめているものであり、実際の児童館運営に際しては、自治体や医療機関等との連絡・連携を密にとりながら、感染症に関する正確な情報を把握、共有し、地域の実情に応じたガイドラインを定め、定期的に見直していくことが重要である。

2. 児童館の活動の実施に際して講じるべき具体的な感染予防対策

子どもを新型コロナウイルス感染症から守りながら、児童館の社会的役割を果たすために、以下の事項に留意して事業を実施することが求められる。

(1) リスク評価

児童館の管理責任者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染について、児童館の職員や来館者、関係者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講じる。また、開館に伴う実施事業によっては、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価について留意する必要がある。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品や多くの来館者が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（受付カウンター、遊具、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、PCのキーボードやマウス、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

館内諸室の換気の状態を考慮して、人と人との距離がどの程度維持できるか、館内で飲食や会話をする場面がどこにあるかなどを評価する。

③ 集客施設のリスク評価

大規模な来館等が見込まれるか、広域からの来館が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるかなど、これまでの実績等を踏まえて、改めて評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域において、感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化する必要がある。

- ・ リスク評価の結果を踏まえ、自治体からの要請等に留意し、館内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取る。
- ・ リスク評価の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、休館の検討、あるいは、特定の事業を中止又は延期することとする。

(2) 来館者の安全管理

- ・ **連絡先確認**…各自治体または児童館で定める方法（個人情報の取扱い等のルール）により、来館者の氏名及び緊急連絡先を確認・記録（名簿化）する。来館者が感染した事実が判明した場合等に必要な情報となる。
- ・ **体調の確認**…来館前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合は、利用不可とする。過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の扱いとする。なお、このような状態が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意する。また、その他の風邪症状（のどの痛み、下痢、腹痛、嘔吐等の症状）や体調が優れない様子がある場合は具合を聞き、必要な場合は帰宅を促す。その際、必要に応じて保護者に連絡する。
- ・ **手洗い・手指消毒**…来館時の手洗いや手指消毒を促す。
- ・ **マスクの着用**…館内では基本的にマスク着用を促す。マスクを忘れてたり失くしたりした来館者には、館内での感染を予防する観点からマスクを提供できることが望ましい。（十分な身体的距離が確保できる場合は、この限りではない。）
※夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクの取り外しについては、活動の態様や子どもの様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要である。
- ・ **濃厚接触等の確認**…新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合には来館しないように要請する。

《参考》

※2歳未満の子どもはマスクは不要とされている。

- 【日本小児科医会】2歳未満の子どもはマスクは不要、むしろ危険！

https://www.jpa-web.org/dcms_media/other/2saimimann_20200525.pdf

(3) 職員の安全管理

- ・ 出勤前に、各自で体温を計測し、発熱等・その他の風邪症状（のどの痛み、下痢、頭痛、嘔吐等の症状）が認められる場合は、出勤しないことを徹底する。児童館にあっては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるよう努める。過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の扱いとする。なお、このような状態が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意する。ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職等、当該児童館の全ての職員やボランティア等も含むものとする。該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（令和2年5月8日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 事務連絡）」を踏まえ、適切な相談及び受診を行い、その結果を館内で記録する。
- ・ 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指消毒、職員同士の距離の確保、職員室の換気、複数人が触る箇所の消毒を徹底して実施する。
- ・ 場面によってはフェイスシールドの使用も検討する。
- ・ 家族に風邪症状がある場合は管理責任者等に相談の上、自宅で様子を見る。

(4) 環境整備・施設管理

① 基本的な環境整備

- ・ 接触感染と飛沫感染の予防を考え、環境整備に努める。
- ・ 館内外の各所、遊具、図書等、不特定多数の来館者が触れる場所や共同で使う物品は、毎日（またはその都度）消毒する。
 - どこを消毒したかが分かる「消毒チェック表」を作成すると確実である。また、それを掲示することは来館者の安心につながる。
 - 消毒液は安全管理上適切な場所に保管し、必要なタイミングで消毒する。
- ・ 来館者や職員が頻繁に手指を消毒できるよう、受付等に消毒液を用意する。
- ・ 3つの「密」（密閉空間・密集場所・密接場面）が重ならないよう、換気に努めると

ともに、空間の使い方を工夫する。

- ・ 部屋の構造に合わせ、窓を開け、入口のドアを開放し、換気扇や送風機等で換気を行う。
- ・ 館全体や諸室の最大利用人数を定める。
- ・ 感染流行中は密閉された部屋を極力使用しないこととし、利用する場合は個人での利用等安全な範囲に限定し、使用後はその都度換気・消毒を行う。
- ・ 机・椅子の数を調整し、対面で座らないよう配置を工夫する。

《参考》

- 【独立行政法人製品評価技術基盤機構】消毒方法の有効性評価
<https://www.nite.go.jp/>

② 受付（入館時の対応）

- ・ 手指消毒液を設置する。
- ・ 感染防止のための児童館の取組や利用ルール等を掲示して来館者に周知する。
- ・ 必要に応じて、アクリル板や透明ビニールカーテンによる仮設パーティションを設置し、職員と来館者との間を遮断する。
- ・ 体温計（できるだけ非接触式のもの）を用意する。

③ 手洗い場所、キッチン、トイレ等

- ・ 石けんを用意する。
- ・ 正しい手の洗い方等のポスター等を掲示する。
- ・ 基本的には、流水と石けんで手洗いを行うが、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指用消毒液を使用する。
- ・ 共用のタオルやハンドドライヤーの使用を避け、来館者にハンカチ等の持参を求める。可能であれば、使い捨てのペーパータオル等を用意する。
- ・ 洋式便器使用後は、ふたを閉めて水を流すよう表示する。

《参考》

- 【厚生労働省】感染症対策へのご協力をお願いします！手洗い
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

④ 開館時間の短縮や人数制限等

人の密集を避けるために、地域の感染状況を踏まえて以下の措置を検討する。

- ・ 開館時間の短縮

- ・ 時間による入替の実施
- ・ 曜日による対象者の設定
- ・ 個人の滞在時間の制限 等

(5) 事業・活動等

児童館の施設特性や子どもの発達段階等を考慮し、以下の事項に留意して、事業・活動を実施できるよう配慮が求められる。

① 児童館内での子どもの基本的な過ごし方

- ・ 「密集しない」「触れ合わない」「一定の距離を取る」ことを子どもたちが無理なく守れるように工夫し、適切に指導する。
- ・ 子ども自身が新型コロナウイルスについて理解し、その危険性や対応策について自ら考え判断できるようになることを目指す。
- ・ 職員は感染リスクの低い遊びを発掘・開発するよう努める。また、リスク低減のために、子どもたちとともに既存の遊びのルールを工夫することも考えられる。

② 屋内での遊びや話し合いなどの活動

屋内は屋外より感染リスクが高くなるとされていることから以下の点に注意する。

- ・ 換気に努め、子ども同士の間隔に注意する。
- ・ 参加人数、実施時間を制限する。
- ・ 来館者がよく触れる場所や物に触った後は、密にならないように配慮して手洗いを促す。
- ・ 密集が避けられない活動は、別のやり方が考えられないか子どもたちとともに考える。

③ 屋外での遊び

- ・ 直接、身体接触のある遊びはなるべく避け、工夫して遊ぶ。
- ・ 夏期の熱中症対策は十分に行う。
- ・ 遊んだ後は、密にならないように配慮して手洗いを促す。

《参考》

※夏は熱中症のリスクが高まるため、屋上や児童館の庭など屋外で人と 2m 以上の距離が確保できる場合はマスクを外してよいとされている。

- 【厚生労働省・環境省】令和2年度の熱中症予防行動について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000633839.pdf>

④ スポーツやダンスなどの身体を激しく動かす活動

- ・ 激しく身体を動かす遊びは、ルールを変更したり屋外で行うようにしたり工夫する。
- ・ 休校や外出自粛で子どもの体力が衰えていることを想定し、ケガに注意する。
- ・ 地域の感染状況等を踏まえ、子どもが密集する運動や近距離で組み合ったり身体接触したりする場面が多い活動は避ける。特に、屋内において多数の子どもが集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動は避ける。
- ・ 活動終了後は、密にならないように配慮して手洗いを促す。

⑤ 行事やイベント

- ・ 行事やイベントの実施については、その様態（開催場所、種別等）に応じて、以下の観点から検討する。
 - 地域における感染状況…各地域における感染症の発生件数の推移等。
 - 事業規模…参加者の数・密集度合、広域からの参加があるかどうか。
 - 接触感染の可能性…参加者相互の接触や、共通して触れるものがどれだけあるか。
 - 飛沫感染の可能性…実施場所の換気はどの程度可能か。参加者同士の距離はどの程度維持できるか。参加者が共に会話したり会食したりする場面がどれだけあるか。
- ・ 大規模なイベントや広域からの参加者がある事業、飲食を伴う活動等の不急の事業については、リスク評価の検討の結果を踏まえ、必要に応じて自治体や地域関係機関等の助言を求めるなど適切に実施の可否について判断する。
- ・ 収容率や参加定員に関しては、自治体が示す指針等に沿って設定する。

⑥ 広報・周知、啓発活動

- ・ 来館者及び職員に対して、以下について周知する。
 - 社会的距離の確保の徹底
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底
- ・ 感染者や濃厚接触者、医療従事者の子ども等に対する不当な差別や偏見が生じることのないように職員間で確認するとともに、子どもや保護者にも啓発する。

《参考》

- 【法務省】新型コロナウイルス感染症に関連して —不当な差別や偏見をなくしましょう—

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

⑦ 今後の対応方針の明確化

- ・ 今後、予想されている感染の第2波に備えるとともに、まだ児童館での対応方針が明文化されていない場合はすみやかに整えておくことが求められる。

⑧ その他

- ・ 児童館内において、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業等を実施している場合は、それぞれの事業ごとに国や自治体から示される通知等に基づいて実施することが求められる。

3. 臨時休館及び再開

(1) 臨時休館及び再開時に配慮すべき点

- ・ 感染拡大を防止するための臨時休館及びその再開の判断については、自治体の指示を受けて適切に対応することが求められる。
- ・ 来館者及び職員に感染した事実が判明した場合は、すみやかに自治体や保健所等に報告する。あわせて自治体等と協議し、感染者のプライバシー保護に十分配慮した上で、発症状況等に関して、保護者への情報提供を適切に行う。また、保健所等の指導に従って、館内消毒、臨時休館、全職員の検査等の措置を講じる。

(2) 臨時休館中の取組例

「児童館における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急調査」(令和2年5月実施)の結果から、緊急事態宣言下に全国の児童館において以下の取組が行われたことが報告されている。以下の取組を参考に、臨時休館の場合にも実施可能な児童館の活動内容について協議しておく。

- ・ 工作や料理のレシピをオンラインで配信し、家庭でも楽しんでもらえるようにした。また、大掛かりな遊びの装置を製作し、開館後、楽しんでもらえるよう準備した。
- ・ 児童館の休館中、工作キット等を窓越しに配布した。
- ・ 家庭でできる「自然ふれあい遊びキット」を作って地域の子どもに配布して回り、子どもや保護者の様子を確認した。
- ・ 地域を巡回し、休校中の子どもたちの居場所や過ごし方を把握するよう努めた。
- ・ ひとり親世帯や多子家庭など気になる家庭へ電話連絡をし、子どもの様子や保護者の困っていることなどを聞いた。

- ・ 臨時休校期間中、子どもだけで家にいることも多く、家庭によっては食事も満足に取れていない様子だったので、社会福祉協議会や行政担当課と連携して、ひとり親家庭を中心に訪問し食材の提供を行った。

《参考》

- 【全国児童館連絡協議会・一般財団法人児童健全育成推進財団】
「児童館における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急調査」
(令和2年5月実施)の結果
<https://www.jidoukan.or.jp/info/news/5679bb7da984>

《参考資料》

- 厚生労働省ホームページトップ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- 【厚生労働省】「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- 【厚生労働省】国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
- 【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症の予防（啓発資料）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000634132.pdf>
- 【厚生労働省】新型コロナウイルス対策～子どものいるご家族へ～
<https://www.mhlw.go.jp/content/000627484.pdf>
- 【厚生労働省】児童館ガイドライン（平成30年10月局長通知）関係部分抜粋

| |
|--|
| 第7章 子どもの安全対策・衛生管理 3 感染症対策等 (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。 (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。 5 衛生管理 (1) 子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。 |
|--|
- 【厚生労働省】保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>
- 【厚生労働省】放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス対応関連通知・事務連絡
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09871.html
- 【国立感染症研究所】ホームページトップ <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>
- 【日本小児科学会】小児の新型コロナウイルス感染症に関する医学的知見の現状
http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=342

感染症対策へのご協力をお願いします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



《参考》【厚生労働省】感染症対策へのご協力をお願いします！手洗い
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>